滝 農 林 第 1 4 2 6 0 0 1 号 令和 6 年 2 月 2 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

淹沢市長 武田 哲

		, 50, 41, 54 F4 F
市町村名 (市町村コード)		滝沢市
		(03216)
地域名 (地域内農業集落名)		滝沢北部地区
		(一本木、一本木地区、川前地区)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年2月21日
協議の結果を取り	まとめた平月日	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①今後離農者の増加に受け手が対応できない状況が予想される。人材確保のために農業で暮らしていける構造になることが大前提として必要であるが、地域の担い手が効率的に受けるための情報共有も必要である。
- ②機械の更新費用が課題となっている。大規模に経営する専業農家だけではなく、次世代を担う若手の兼業農家も力を発揮できるよう、農地の利用調整や機械の共同利用、分業や集落営農など地域農業のあり方を見直していく必要がある。
- ③基盤整備は滝沢市内では比較的新しいが、圃場の規模や農道が機械の大型化に対応できていないため、特に酪農家が転作田を受けるのは難しい。引水や排水、日照等の課題改善が必要な圃場がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ①気候・水を生かした主食用米生産を行い、自衛隊駐屯地や青少年交流の家などへの供給を図る。
- ②耕畜連携により飼料用稲など地域内で需要のある品目への転換に取り組み、所得向上、労働負担軽減、循環型農業の構築を目指す。
- ③地域内の農業関係団体の連携と意見交換により、現状の個人完結型から、企業や集落営農などの受け皿組織に労働力や機械投資を集約する地域経営型に転換し、効率的、経済的な農業経営を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区均	631 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	631 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を対象とし、担い手の意向や周辺農地の状況等を踏まえて地域内の農地の活用を促進する。

保全・管理を行う区域は今後地域で検討を深め、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項						
	(1)農用地の集積、集約化の方針						
	①後継者不在の農地は担い手への集積を進め、集積率を現状の67%から80%に上昇させる。また、担い手が働きやすいよう、集約化について農地利用協議会内で調整して進める。						
	(2)農地中間管理機構の活用方針						
	①令和5年度の地域ぐるみの農地中間管理事業の取組により、地域の農用地の83%が農地バンクを活用している。集約化を進めるために農地バンクの継続利用を農地利用協議会内で呼びかける。						
	(3)基盤整備事業への取組方針						
	(3) 秦盛笠哺争業への収組ガゴ ①農地の利用調整を図った上で、大規模機械での耕作が必要な農地を担い手が受けるために必要な農道など						
	の整備について調査し、事業化を検討する。						
	②水路・農道など農業用施設の維持修繕を進めるため、多面的機能支払交付金の取組拡大を検討する。						
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針						
	①地域内外から新規就農者を募り、担い手として育成していくため、県機関、市及び農協と連携し、相談から定え						
	まで切れ目なく取り組んでいく。						
	②グリーンツーリズムなどの農業体験機会の創出、地域の農業の魅力発信により就農者の確保・育成を図る。						
	③兼業農家人材の労働力を生かすため、企業との連携、集落営農などの受け皿組織の創出・育成を図る。						
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針						
	①地域内企業の農作業受託システムの利用拡大を図る。						
	 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)						
	□ ① 1 息獣被害防止対策 □ ② 1 2 名機・減農薬・減肥料 □ ③ 3スマート農業 □ ④ 輸出 □ ⑤ 果樹等						
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他						
	【選択した上記の取組方針】						
	①鳥獣被害を防止するため、情報共有を図り、地域ぐるみでの刈払いや侵入防止柵・檻の設置、捕獲人材の確保を設定された。						
	保などに連携して取り組んでいく。有害鳥獣の殺処分に対する一般市民の理解の醸成を図る。						
	②③耕畜連携により堆肥の有効活用の増進、農薬・化学肥料の低減栽培の普及に取り組んでいく。 ③作業の効率化 労働負担の軽減を図るため 市や農協等と連携してスマート農業の導入補助の活用を図る。						

⑦保全・管理の必要な農地は多面的機能支払交付金を活用して地域ぐるみで維持していく。

⑧ライスセンター、育苗施設、TMR(完全混合飼料)センター、堆肥センターなど地域農業に必要な共同利用施設の整備を検討していく。 ⑨耕種農家による水田を活用した粗飼料生産、地域内の畜産農家への供給の仕組みづくりに向けて連携してい

④JAを通じた輸出用米の取組の継続、拡大を図る。

⑩地域内企業との農福連携の取組の継続・拡大を図る。

Š.

滝沢北部地区農業上の利用が行われる農用地等の範囲

